

# 社外役員会計士に対する研修等の充実 (概要説明)

2023年5月  
社外役員会計士協議会



# 目的

---

社外役員会計士協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げた目的を達成するために、2023年4月1日からの段階的实施を目指して、社外役員会計士に対する研修等の充実のための施策の検討を行った。

- ▶ 社外役員会計士のスキルと資質向上のための高品質な研修サービスの提供
- ▶ 自発的・継続的な学びへの自覚を促すためのインセンティブの創設
- ▶ 業界のブランディングに資するための社会的資質価値向上
- ▶ 業界団体としての社会的責任を果たしていくこと

# 具体的な施策

## 1. 社外役員推奨研修の提供又は指定による受講の促進 ①

---

- 協議会は、公認会計士社外役員ネットワークの正会員及び賛助会員（以下「ネットワーク会員」という。）が、社外役員会計士としての資質を維持し向上を図るための研修（以下「社外役員推奨研修」という。）を提供又は指定する。
- 協議会は、ネットワーク会員のうち正会員に対しては、社外役員推奨研修を2単位以上受けるように強く推奨し、賛助会員に対しては推奨することとする。
- ネットワーク会員に対する高品質な研修サービスの提供を目的とした施策である。研修受講の義務化を目的としたものではないことから、罰則等は設けていない。

# 具体的な施策

## 1. 社外役員推奨研修の提供又は指定による受講の促進 ②

---

- 協議会は、正会員に対しては合理的な範囲で実効性を高めるための措置（例えば、未受講者に対して適切なタイミングでメール等により受講を促すなど）を講じ、賛助会員に対しては社外役員推奨研修の実施案内を下記3. のメールマガジン等でお知らせする。
- 社外役員推奨研修の「提供」に関しては、協議会の「研修研究専門委員会」において研修の企画及び選定を行う。また、社外役員推奨研修の「指定」に関しても、「研修研究専門委員会」が、地域会が実施した社外役員向け研修等から適切なものを指定する。

# 具体的な施策

## 2. 上場会社等の社外役員会計士の正会員への自動加入①

---

- 上場会社等の社外取締役又は社外監査役に就任した場合には、公認会計士社外役員ネットワークの正会員に自動加入となる制度にする。また、上場投資法人の監督役員も含める。
- これは、上場会社等の社外役員会計士については、その社会的責任を鑑みて、本人からの届出の有無によらず、公認会計士社外役員ネットワークの正会員として自動加入とすることで、当該正会員に対して、研修サービスの案内や下記3. のメールマガジンによる情報提供を適時に行うための施策である。

# 具体的な施策

## 2. 上場会社等の社外役員会計士の正会員への自動加入②

---

- 正会員のうち、上場会社及び上場投資法人の社外役員会計士に就任していないネットワーク会員は、協議会にその旨を届け出ることにより賛助会員になることができることとする（正会員と賛助会員の区分参照）。
- 上場会社等の社外役員会計士は、その社会的責任を鑑み、社外役員を退任するまでは、ネットワークを退会することはできないこととし、退会は自己申請によることとする。

# 具体的な施策

## 3. メールマガジン等による適時の情報提供

---

- ネットワーク会員へのメール配信を活用することで必要な情報を適時に届ける。
- 会員の自発的・継続的な学びへの自覚を更に促すようなメールマガジンの内容等に関しては、協議会の「広報専門委員会」において検討する。

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

 日本公認会計士協会